

社援発 0701 第 16 号
令和 8 年 7 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
市 長
特 別 区 長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 7 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。